①

政治学
第９回　内閣と官僚制

0　前回の講義の復習
1　議院内閣制とは何か
2　日本の議員内閣制の特徴
3　多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義
4　21世紀以降の日本の首相と内閣
5　官僚制とは何か
6　戦後日本政治における政官関係

＊講義はパワーポイントのレジメを使用します。基本的に板書はしません。
オフィスアワーは月曜２限と火曜３限です。
欠席は５回までです。６回以上欠席すると、講義の単位は取れません。
レジメはその回までの分を、毎回教室に用意します。

②　前回の講義の復習

●議会とは、有権者によって選出された議員が、法案、予算などの議案を審議・採決し、また政府の政策や政権運営を議論する場である。

●議会には以下の４つの機能がある。

①立法：議案を採決し、成立させる。

②争点明示：議案を審議し、その内容や問題点を明らかにする。

③行政監視：内閣や中央省庁などの行政府（の活動）を監視する。

④内閣形成：議院内閣制だけが持つ機能。議会が内閣総理大臣（首相）を指名し、内閣を形成させる。

●日本の国会の制度上の特徴は、議院内閣制、二院制、委員会中心主義である。

●日本の国会の法案審議の特徴は、会派単位の議会運営と審議日程の消化をめぐる与野党間の対立であり、議員提出法案の少なさである。

●日本の国会には「会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない」（国会法第68条）という「会期不継続の原則」がある。すなわち、会期中に議決できなかった法案は、次の国会で提出されても、原則として最初から審議をやり直す。したがって、法案を成立させないという点では、廃案は否決と同じ効果を持つ。

③　１　議院内閣制とは何か①

（１）議院内閣制と大統領制とその違い

●政府の仕組みで代表的なのは議院内閣制と大統領制であるが、立法府（法律をつくる）と行政府（法律を実行する）の関係が異なっている。

＊議院内閣制（議院内閣制が生まれたイギリスの議会の所在地の名を取って「ウェストミンスター・モデル」ともいう）

→有権者が自分たちの代表を議員として選び、議会の国の政治の基本的な権限を集中させる。議会によって選ばれ、議会の信任に依存する内閣が行政権を担う。議会の多数派に支持された内閣は、行政を担当するために選出された議会の委員会として、立法を推進する。このように、議院内閣制では、内閣は立法と行政の二つの権力をコントロールする（権力の融合（集中）が特徴）。内閣は立法に積極的に関与し、法案の提出権がある。

＊大統領制

→立法府である議会と行政府の長である大統領を、有権者がそれぞれ別々に、直接選出する制度である。議会と大統領は互いにけん制し、強力な権力が成立しないようになっている（権力の分立と相互けん制が特徴）。大統領は議会の立法に関与できず、行政府に法案の提出権がない。

④　１　議院内閣制とは何か②

●議院内閣制と大統領制は、①誰が行政府の長を選ぶのか、②誰が行政府の長を罷免（ひめん。辞めさせること）できるのかでも異なっている。

＊議院内閣制

→①有権者が選出した議員が行政府（内閣）の長（首相）を選出する。

②内閣は議会の信任の上に成り立っているので、議会が内閣不信任案を可決することで、首相を辞めさせることができる。

＊大統領制

→①有権者が行政府の長（大統領）を直接選ぶ。ただ、アメリカでは厳密にいうと、大統領選挙で有権者が州ごと（とワシントンD. C.）に選挙人団を選出し、選挙人団が大統領候補に投票するという間接選挙である。

②議会に大統領の不信任決議の権限はなく、大統領が議会によって辞めさせられることはない。ただし、大統領が弾劾裁判（裁判にかけられた者を辞めさせるか否かを判断する）で有罪になれば、任期の途中で罷免される。

⑤　１　議院内閣制とは何か③

●議院内閣制と大統領制には、その他にも以下の違いがある。

①議会の解散権

＊議院内閣制：議会が内閣不信任案を可決したときなどに、首相は議会の解散権を行使することがある。

＊大統領制：議会を解散できず、大統領も議員も任期をまっとうする。

②大臣と国会議員の兼職

＊議院内閣制：内閣の閣僚（大臣など）が議員と兼職するのが普通である。

＊大統領制：閣僚である各省長官等の政府職員は議会議員と兼職できない。

③行政権のありか

＊議院内閣制：行政権は首相及び大臣で構成される内閣に帰属する。内閣の決定は合議体としての決定であり内閣に帰属し、閣僚は内閣の決定の拘束される。内閣は議会に対して、連帯して責任を負う。

＊大統領制：行政権は大統領に帰属する。各省長官で構成される内閣があるものの、大統領の決定に内閣の同意は必要ではない。

⑥　２　日本の議院内閣制の特徴①

（１）戦前と戦後での議院内閣制の変化

①第二次世界大戦前（大日本帝国憲法の時代）

●内閣は、統治権（国を治める権力）を総攬（そうらん。すべてを持つ）する天皇を補佐する国家の機関（枢密院（総理大臣経験者等の会議）、貴族院（天皇が任命した議員からなる議会）、軍部（陸軍・海軍など）と政権運営において競合し、その権力は弱く、きわめて分権的な体制であった。

→首相は指導力を発揮できず、閣内不統一（軍備縮小に対する陸軍・海軍大臣の反発など）で内閣が瓦解・崩壊することもあった。

②第二次世界大戦の敗戦後（日本国憲法の時代）

●国会が「国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である」（日本国憲法第41条）とされた。また、内閣総理大臣は「国会議員の中から国会の議決で」（同憲法第67条第１項）決定されることとととなった。

→国会によって指名される首相が組織する内閣が行政権を担当し、国会に対して連帯して責任を負う議院内閣制が成立した。分散していた政治権力の統合が行われ、戦前よりも内閣の権力が強化された。

⑦　２　日本の議院内閣制の特徴②

（２）日本国憲法による権力の融合の変更

●憲法学や行政の実務では、41条の国権の最高機関や唯一の立法機関ということは、権力分立制の点から留保され、国会が国権の最高機関であるということは弱められ、立法府と行政府が互いに均衡・抑制している。

●国会法という国会での審議の方法など定めた法律は、内閣が国会の審議に介入することを否定する内容であり、権力分立が強く作用している。

→内閣は法案を審議する日程の決定に関与できない。審議の進め方は国会の議院運営員会で国会議員によって行われ、内閣の代表が参加できない。また、内閣は内閣が提出した法案を成立するよう促す手段を持っていない。さらに、内閣は法案を国会に提出すると、その後の扱いは与党の運営方針と、与野党の協議にゆだねるしかない。

＊権力分立（制）：国家の権力が一つの機関に集中すると権力の濫用が起こるので、権力を区分・分立し、各権力を相互に抑制・均衡させることで（三権分立など）、人々の権利や自由を確保しようとする仕組み。

⑧　２　日本の議院内閣制の特徴③

（３）対等な二院制

●衆議院は参議院よりも強い権限を与えられている（衆議院の優越）。

→衆議院による再可決制度（衆議院と参議院の議決が異なる場合、衆議院で３分の２以上の賛成で再議決すれば、法案は成立する）。予算、条約の承認、首相の指名は衆議院の議決で、参議院の議決に関係なく、成立する。

●しかし、参議院は法案の成立について、衆議院と対等の権限を有する。そのため、与党が参議院で過半数を確保できない場合、予算は成立できても、収入を補うために国債を発行する予算関連法案は成立できない。

→衆議院は参議院よりも権限を与えられているが、その程度は小さい。

●参議院は解散がなく、任期も６年で固定されているので、首相が解散権を使って参議院議員の行動をコントロールすることができない。

●参議院では野党は閣僚に問責決議案（閣僚の責任を問う）を提出でき、可決された場合、首相は国会審議が滞るを懸念し、閣僚を辞めさせる。

●衆議院で過半数を議席を得る政権が、参議院では過半数の議席を獲得していない「ねじれ国会」（日本型分割政府・一方の議院で、首相を支持する勢力の議席が過半数未満の状態）になると、審議が滞る。

⑨　３　多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義①

（１）民主制（国民の声を反映する仕組み）の２つのパターン

●レイプハルトは民主制には多数主義的か（多数決型民主主義）コンセンサス重視（コンセンサス型民主主義）かの２つのパターンを指摘した。

①多数決型民主主義

●選挙で多くの議席を得た政党（多数派）が政権を掌握し、多数派の利益に応答する。政権与党は一つの党や少数の政党だけの場合が多い。

●政府が議会の多数派の支持を確保しており、政府提出法案を与党議員の賛成によって無修正で成立させられる。与党が多数を占めているので、どのように野党が反対しようとも法案を成立させられる。

→そのため、政府は野党の支持を期待する必要がない（ただし、政府は与党議員の造反に注意しないといけない）。与野党は対立することが多い。

●野党は法案を成立させられないので、自分たちの考えを法案にさせるために、与党に法案の修正を求めない。

→野党は、政府の政策を批判し、異なる選択肢を有権者にアピールして、次の選挙で多数派になることを目指す。

⑩　３　多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義②

②コンセンサス型民主主義

●できる限り多くの政党やグループが政権に参加し、幅広い合意に基づく政策実現を追求する。

●政府は複数の政党による連立政権になることが多く、時には議会の主要政党がすべて参加する大連立内閣となることもある。

●与野党の対立よりも協調が基調となり、政府提出法案の審議も野党の賛成をできるだけ得ようとするように進められ、修正されることも多い。

③民主制の２つのパターンと選挙制度などとの結びつき

●多数決型民主主義の典型的な仕組みでは、小選挙区制を採用し、二大政党制のもとで単独内閣が形成される。議会は一院制であり、憲法は改正が比較的容易な軟性憲法である。

●コンセンサス型民主主義の典型的な仕組みでは、比例代表制を採用し、多党制のもとで連立内閣が形成される。議会は二院制であり、憲法は改正が比較的難しい硬性憲法であること。

⑪　４　21世紀以降の日本の首相と内閣①

（１）2001年の小泉内閣以降の首相と内閣

●1990年代の政治改革は、多数決型民主主義を目指した政治改革であり（小選挙区制の導入、政党の政策や党首・首相の「選挙の顔」としてのイメージが選挙の勝敗を左右する。）、首相と内閣に次の変化をもたらした。

①（就任時は）派閥の長ではない人物も自民党内閣の首相になることが増えた。

→橋本龍太郎、小泉純一郎、安倍晋三、福田康夫、菅義偉、高市早苗など

→昔は首相になるために派閥をつくり、派閥の長が首相になることが多かった。

②世襲議員が首相になることが増える。

→議員だけでなく、首相でも世襲議員が増えた（橋本龍太郎以降、自民党の首相は、菅、高市以外は世襲議員。民主党の鳩山由紀夫首相も世襲議員）。

③辞任理由で、党内支持の喪失、ねじれ国会が原因となることが増えた。

→選挙での敗北や人気が落ちて「選挙の顔」になれないために、ねじれ国会で法案の成立が進まず、不人気になったために、辞任に追い込まれた。

→第一次安倍晋三内閣は参議院議員選挙の敗北で、民主党の鳩山由紀夫内閣は献金スキャンダル問題で党内支持を失ったため、福田康夫内閣、民主党の菅直人内閣はねじれ国会のために、辞任に追い込まれた。

⑫　4　21世紀以降の日本の首相と内閣②

（２）長期化した内閣と長期化の理由

●2001年に発足した小泉内閣は、高い国民の支持率と選挙でのイメージの良さによって（マスメディアで受けの良い振る舞いができることもあり、「選挙の顔」になれる首相であった）、自民党内に強いリーダーシップを発揮することができ、党内で反対の多かった郵政民営化などの様々な政策を推し進めた。

●安倍内閣は、2006年の第一次内閣の時に郵政民営化に反対した議員の自民党への復党を認めたり、大臣の不祥事などで人気を落とし、参議院議員選挙に敗れ、辞任に追い込まれた。2012年の第二次内閣の時には、当時不景気であったためアベノミクス等の経済を成長させる政策を重視した。

→第一次内閣の失敗を教訓として、世論の支持を重視し、国民の求めていた経済政策を重視するなどして、内閣を通じては高い支持率を維持した。

→選挙の際に世論が重視する問題が選挙の中心テーマにならないように、安倍内閣の業績が評価されるような時期に選挙を行わないように（そして、野党が共闘して選挙協力できないタイミングで）、唐突に小刻みに衆議院を解散し、選挙に勝利し続けた。ただ、内閣が長期化したことで、森友学園問題や加計（かけ）学園問題のように、安倍氏やその身内に忖度（そんたく）が働くようになった。

⑬　４　21世紀以降の日本の首相と内閣③

（３）小泉内閣などの長期化する内閣が生まれた理由

●戦後から小泉内閣の前までは、一部の例外を除いて（吉田茂、佐藤栄作、中曽根康弘内閣）、内閣は約２年で交代していた。しかし、1990年代の政治改革と行政改革により、以下の理由で長期化する内閣が生まれた。

①政治改革

●選挙制度が小選挙区比例代表制になることにより、各政党の候補者が一人に絞られて、政党内での候補者の競争がなくなり、有権者も政党や候補者のイメージ、政党の政策とその成果で、投票するようになった。また、政党助成法が定められ、2023年の時点で約315億円の政治資金が、共産党以外の政党に配分されている。

→同じ党の候補者と戦うことがなくなり、選挙で使う政治資金も派閥を通さなくても得られるようになり、候補者が派閥に頼る必要が薄れていった。

→同じ政党から複数の当選者が出る中選挙区制（政治改革以前の選挙制度）では、自民党の政治家が選挙に勝つには、自民党以外にも、党内の派閥から政治資金を得て、選挙運動をしないと、当選が難しかった。

→自民党内で派閥の力が弱まった結果、総裁選挙の際に派閥でまとまって投票することが弱くなり、総裁・首相に対する派閥の圧力も弱まり、総裁・首相は自分の思うように政策を決定したり、人事を行うようになった。

⑭　４　21世紀以降の日本の首相と内閣⑥

（４）世論との緊張関係

- 1990年代の政治改革以前、自民党の内閣は、政権を維持するのに党内の派閥の支持があれば、世論の支持はそれほど必要ないが、首相は派閥に配慮し、リーダーシップを発揮できなかった。
- 21世紀以降の首相は、政治改革以前よりも権力が拡大し、リーダーシップを発揮できるようになったが、政権の維持は世論の支持に大きく左右されるようになった。小選挙区比例代表並立制の下では、党首の人気や内閣支持が有権者の投票行動に影響するためである。
- 議員は首相、党首に対する世論の支持動向に敏感になっており、首相にどの程度従うべきかを判断している。そのため、首相の影響力拡大（「官邸主導」という。官邸とは首相が生活する住居のことである、官邸には内閣官房や内閣府の官僚や有力者が集まり、内閣の政策決定が行われる）が見られる
- 一方で短命の内閣もよく生まれている。ねじれ国会で政策や法案が成立しないことで、内閣支持率が低下・低迷し、首相への辞任圧力となっているとされる。
- 日本では首相が議会の解散権を持っているため、与党に有利な状況で解散される可能性があり、このことが有権者の選挙による政府への統制を弱めているとの指摘がある一方、日本では国政選挙が多いので統制は強いとの指摘もある。

⑮　５　官僚制とは何か①

（１）官僚とその役割

●日本で官僚という場合、国家公務員の中でも特別職（大臣や副大臣、政務次官、裁判官、自衛隊の隊員、国会・裁判所・防衛省の職員）や検察官などを除いた、「一般職」の国家公務員（オフィスでデスクワークをしているような人々）の中の「キャリア」と呼ばれるエリートを指す。

●官僚の仕事は、政策の原案をつくり、それを実施することである。政策には法律の裏付けが必要である。法律は国会で可決されなければ成立せず、実施することができない。

→官僚は内閣提出法案の原案を作成し、それが国会に提出された後も、法律が可決されるように、国会での首相や大臣の答弁を手助けをする。場合によっては、政府参考人として、官僚自ら国会の委員会で答弁をする。

→法律には細かいことが書かれていないので（いつ、どこで、誰に、何を、どのように行うのか等）、法案が成立して法律になると、官僚は法律には書かれていない細かいことなどを定める（これを「行政立法」という）。

⑯　５　官僚制とは何か②

●官僚がつくる行政立法には、国民の権利義務にかかわる「法規命令」と、行政組織の内部関係に関する「行政規則（行政命令」）がある。

→「法規命令」は内閣府の政令や省庁の省令などで、行政の外部の国民に公開される。しかし、「行政規則」は文書化されず、行政の関係者に口頭で伝えられるだけのものもあり、行政の外部からは分からないものもある。

●官僚は、法律の実施や行政上の目的を実現するために、法令（法律・政令・省令）による強制だけでなく、指導・勧告・助言・要望などを通じて、相手方の同意や自発的な協力を求める「行政指導」も行う。

（２）国家公務員の採用

→国家公務員は次の区分別に採用されている。

①国家公務員総合職（昔は国家Ⅰ種といった）

●総合職試験の「政治・国際」、「法律」、「経済」の区分で合格した者。

●省庁の幹部職員まで昇進することができ、キャリア官僚と呼ばれる。毎年約300人程度採用される。東京大学出身者が多かったが、現在は合格者全体の１割程度である。法学部や経済学部の出身者が多い。

●転勤が多く、中央省内の出席競争に敗れると定年前に職場を去ることになる。

⑰　5　官僚制とは何か③

②技官

●国家公務員試験の工学系や農学系の試験区分の合格者。

●工学や農学の専門職に就くが、省庁の幹部職員になることは少ない。

③国家公務員一般職（昔は国家Ⅱ種、国家Ⅲ種といった）

●定型的な事務をその職種とする。

●省庁の中堅の職（課長くらい）までは出世できる。ノンキャリアという。

●キャリア職員と異なり、出世できなくても転勤は少なく、定年まで勤務できる。

→国家公務員の受験者数は急激に減る一方、採用後に自己都合で退職する20代職員の数が増えている。その一因として、業務多忙で長時間労働を強いられ、ワーク・ライフ・バランスを保つのが難しいことが挙げられている。

→ただ、中央省庁では女性の採用者を積極的に増やしており、2022年には国家公務員の採用者のうち37.2％（総合職で34.5％）と2005年よりも10％以上増やしている。また、本省の課長という幹部職員での女性の割合は、2021年で6.4％と微増している（従業員100人以上の会社では12.4％とされる）。

⑱　５　官僚制とは何か④

（３）キャリア官僚の昇進

●キャリア官僚は幹部候補のジェネラリスト（あらゆることをこなす人材）として養成される。様々な部署で経験を積むため、２、３年で異動や転任をしながら出世する。40歳くらいで課長となる。中央省庁の課長は、特定の政策分野の責任者であり、仕事上のパートナーは大企業の社長である。

●課長より上のポストからは競争が始まり、上位のポストほど少なくなるので、出世できなかった者は早期退職をしないといけなくなる。早期退職者には、各省庁が好待遇の再就職先を用意する（これを「天下り」という）。

→しかし、2007年に国家公務員法の改正で、省庁による天下りのあっせんが禁止された。近年では天下り先も減り、キャリア官僚の昇進年齢は遅くなり、キャリア官僚すべてが同じタイミングで出世できなくなっている。

→現在、民間企業への天下りは大きく減っているため、特殊法人や認可法人、独立行政法人といった政府系の非営利法人が天下り先となっている。

●変化の激しい分野を所管する省庁では、省庁外からの人材採用が盛んである。高度な専門知識や豊かな経験を持つ民間人（省庁内ではこうした人材の育成が困難）が採用されており、金融庁では４人に１人が民間人である。

⑲　６　戦後日本政治における政官関係①

（１）日本政治における官僚制の役割

●日本は議員内閣制の国であるため、立法と行政が融合している。そのため、与党は自身で政策を作成しなくても、自身の政策方針に沿った法案を官僚に作成させればよいのであり、内閣が立法を主導することになる。

●しかし、官僚が自分の好き勝手に法案を作成できるわけではない。法案の作成から成立に当たっては、次のものの影響を受けることになる。

①審議会などの諮問機関

→政策の影響を受ける業界団体などの関係者や専門家の意見を聞き、合意を取り付ける必要がある。

②同じ省内や他の省庁、財務省

→法案を作成したら省内で了解をとり、法案と関係のありそうな分野の省庁からも了解をとる。さらに、予算が必要な政策については、財務省の了解をとる必要もある。

⑳　6　戦後日本政治における政官関係②

③内閣法制局

→内閣法制局は、法案の必要性から、憲法や現行の法律や制度との内容の整合性、条文の構成や表現上の問題に至るまで審査を行う。

④与党審査

→与党審査を通った法案は閣議決定されて、国会に提出される。国会に提出された法案には、与党が所属議員に賛成するように党議拘束をかけるので、法案は成立する可能性が高まる。そのため、官僚は与党審査の前に、法案に関係する政策分野に影響力を持つ与党の族議員たちに対して、法案の内容を説明し、賛成してくれるよう根回しを行う。

→官僚が事前に根回りに来ることが、その政策分野で影響力を持つ有力議員であることを示すことになるため、官僚が事前の説明に来ない場合や、ライバルの議員に先に説明を行ったと知った場合、政務調査会の部会で反対に回り、法案をつぶしてしまう議員もいる。そのため、官僚は事前の根回りを周到に行わねばならない。

㉑　６　戦後日本政治における政官関係③

⑤野党や世論（マスメディア）

→法案に国会で野党が厳しい質問をしてきた場合に、首相や大臣が適切に答えられないと、法案に対する野党や世論の懸念は強まり、法案の成立が危ぶまれる。

→そこで、官僚は、野党やマスメディアに対しても法案の説明を行ったり、首相や大臣の答弁書を作成したり、法案が会期内に成立するよう国会の日程調整に関わったりもする。

→野党の質問は事前に通告されることにはなっているが、質疑の前日の夜にならないと提出されないこともある。また、国会の審議日程を決める際に、与野党が自身に有利になるように駆け引きをするが、与党の方に決定権があることが多いので、与党側が自分に有利になるよう、ぎりぎりまで日程を決めず、大臣の野党への質問の回答日がなかなか決まらないこともある。

→野党への回答（答弁書）の内容も、省内や関係する他省庁との調整が必要であるため、徹夜で答弁書の作成に追われることも多い。

→こうしたことから、国会会期中には、官僚の深夜残業が常態化する。さらに、翌朝（回答日当日の朝）には、大臣に想定問答（想定される野党の質問とその答えの台本）のレクチャーを行わねばならない。

㉒　６　戦後日本政治における政官関係④

（２）官邸主導と政官関係

●以前、日本では官僚が予算（一年間の国の収入と支出の計画）や法案の具体的な内容をつくるため、また、様々な業界に「行政指導」をしていたため、官僚が実質的に政権運営をしていると考えられていた。しかし、1990年代、日本政治において、1995年の阪神・淡路大震災での危機管理や官僚の不祥事などが起こる中で、「政治（政治家）主導」の政権運営が求められた。

●2000年代に入ると、小泉純一郎首相は、1990年代に橋本龍太郎首相が設置した経済財政諮問会議を活用し、自民党内で反対の強かった政策を郵政民営化等を、官邸主導（首相主導）で決定した。また、財務省が主導してきた予算編成についても、その基本方針は経済財政諮問会議で決められるようになり、族議員や省庁の抵抗を抑えて、公共事業費の大幅削減や社会保障費の抑制が実現した。

→ただし、予算編成は膨大な作業となるため、財務官僚のノウハウが必要であるため、財務省の影響力は残る。その他の個別の政策形成でも官僚のノウハウが必要であるので、政治家と官僚の協力は不可欠である。

●2009年の民主党政権時、民主党は官僚を予算や法案づくりの場から外したことで、政権運営で大きな混乱をもたらし。そのため、国民から政権担当能力がないと見られたが、これは官僚が自民党と強く結びついていたため、官僚が政治的に中立的でなかったと民主党が考えたためであった。政権交代が根付くようになるには、官僚はどの政権に対しても中立的であることが求められる。

㉓　第９回講義のまとめ

＊議院内閣制（議院内閣制が生まれたイギリスの議会の所在地の名を取って「ウェストミンスター・モデル」ともいう）

→有権者が自分たちの代表を議員として選び、議会の国の政治の基本的な権限を集中させる。議会によって選ばれ、議会の信任に依存する内閣が行政権を担う。議会の多数派に支持された内閣は、行政を担当するために選出された議会の委員会として、立法を推進する。このように、議院内閣制では、内閣は立法と行政の二つの権力をコントロールする（権力の融合（集中）が特徴）。内閣は立法に積極的に関与し、法案の提出権がある。

＊大統領制

→立法府である議会と行政府の長である大統領を、有権者がそれぞれ別々に、直接選出する制度である。議会と大統領は互いにけん制し、強力な権力が成立しないようになっている（権力の分立と相互けん制が特徴）。大統領は議会の立法に関与できず、行政府に法案の提出権がない。

＊1990年代の政治改革と行政改革により、長期化する内閣が生まれた。

㉔　引用・参考文献

●上神貴佳・三浦まり編著(2024)『日本政治の第一歩[新版]』有斐閣
→第５章で議員内閣制と日本政治の関係を論じている。
●増田正他著（2020）『政治学入門』一藝社
→第６章で議院内閣制について、詳しく論じられている。
●川出良枝・谷口将紀編（2020）『政治学[第２版]』東京大学出版会
→第４章で議院内閣制と大統領制について、詳しく説明されている。

＊次回の予習の範囲は
『図録政治学』の17、18です。